

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

さつま町長 上野 俊市

|                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | さつま町<br>(46392)               |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 久富木区<br>( 北原・大長・角郷・久富木町・大畝町 ) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和 7 年 1 月 21 日<br>(第 1 回)    |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢化率が高く地域の担い手が不足し農地が守れないことが懸念される。また、高齢者が生産した地場農産物の販売が滞りつつある。
- ・生産基盤となる農道・水路等の維持管理に苦慮しており、担い手だけでの管理ではできない状況にあり、各種事業を活用するとともに担い手以外の協力が必須となっている。
- ・有害鳥獣対策についても、地域で取り組まなければ効果は得られない状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・米、野菜等で地域の特性を活かしたブランド化を検討して、高付加価値を図る。
- ・認定農業者が地域ごとの受委託作業を進める。
- ・農地保全や担い手の育成について検討し、地域計画を基本とした各種制度や交付金等を活用して経営体を中心に将来の農地利用のあり方や集積・集約化につなげる。
- ・地域で生産した野菜や米などの販売開拓と高齢者の生きがいをづくりのため、区内「べっぴん市場」の支援を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 137.54 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 137.54 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | - ha      |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間直払事業及び多面的機能支払交付金事業の対象地を中心に設定する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|   |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針  |
| 地域内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針  |
| ・農地の貸し借りは原則として農地中間管理事業を活用する。<br>・離農・リタイアする場合は原則として農地を農地バンクへ貸し出す。                  |
| (3)基盤整備事業への取組方針   |
| 農道・水路・排水対策等の総合的な基盤を整備するための事業導入について検討していく。   |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針  |
| ・新たな担い手(新規就農者、集落営農等)の育成についても検討する。<br>・新規就農者の受入れ、指導体制の整備や農地中間管理機構の活用によって営農定着を支援する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針   |
|   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|   |   |   |  |   |
|---|---|---|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出             | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤畜産 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設             | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他 |   |

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策に取り組む。
- ③スマート農業機器の導入を推進することで、省力化を図り更なる規模拡大を目指す。
- ⑤畜産農家の生産基盤強化のため、土地の集積・整備や施設・機械等の整備による省力化を図り、経営規模の維持・拡大に努める。
- ⑤耕畜連携による地力増強に努め、自給粗飼料等(WCS)の増産を図る。
- ⑦中山間地域直接支払制度や、多面的機能支払交付金等の各種施策を有効に活用して農地の保全を図る。
- ⑧中山間地域直接支払交付金や、多面的機能支払交付金を活用して農業施設の維持管理に努める。
- ⑨農地流動化については農地利用最適化推進委員と協働して対応を図る。
- ⑨農地の利用集積等による経営効率化、農業機械の適正管理等による低コスト化、新規作物の導入による複合化、農産物直売、農産物の加工等による高付加価値化に取り組む。